# 西栗倉村人材マネジメントシステム 導入支援及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

令和6年(2024年)10月 西栗倉村総務企画課

#### 1業務概要

(1) 目的

西粟倉村職員の人材情報(職員ごとの職務経験、人事評価、職務 意向、 実務能力等)をデータベース化し、一元管理することができるクラウド型 のシステムを導入することで人材情報の収集及び人事評価業務等の効率 化を図る。これにより、西粟倉村職員の人材情報を有効に活用することが 可能となり、適正な人員配置や事務分担につなげ、効果的な人材育成につ なげることを目的とする。

(2) 業務名

西粟倉村人材マネジメントシステム導入支援及び運用保守業務

(3) 業務内容

別添の「西粟倉村人材マネジメントシステム導入支援及び運用保守業 務仕様書」のとおり

ただし、当該仕様書は当該業務の事業候補者選定を行うためのものであり、事業候補者から提出された企画提案により、双方協議のうえ、一部変更することもある。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までの間

## 2 業務に要する費用(予定価格)

金1,700,000円(税込)以内とする。

- ※ 西栗倉村人材マネジメントシステム機能要件書を満たすシステム導入に係る費用の見積もりを提出すること。
- ※参考見積書の金額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

# 3 運用に要する費用 (予定価格)

金850、000円(税込)以内とする。

- ※ 西栗倉村人材マネジメントシステム機能要件書を満たすシステム運用に係る費用の見積もりを提出すること。
- ※参考見積書の金額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

# 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 村に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に 登録済みであること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の場合にあって は、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を令和6年9月19 日までに提出し確認を受けたものであること。
- (2) 西粟倉村建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札 参加停止を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4)破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6)次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は 営業所(村との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表 者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6 号に規定する暴力団 員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等がその属する法人、法人格を持たない団体、自己又は第三者の不 正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団 員を利用していると認められるとき。

- 工役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的 に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

# 5 参加表明手続

参加希望者は、参加申込書(様式第1号)を提出すること。なお、期日までに 当該書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、こ のプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出物
  - ア 参加申込書(様式第1号)
  - イ プライバシーマーク、ISMS 認証(ISO/IEC27017)その他のセキュリティ 関連の認証を受けていることを証する書類の写し
  - ウ 会社概要資料(会社案内パンフレット等)
  - エ システム概要資料(パンフレット等)
  - ※全てPDFで提出のこと
- (2) 提出期限 令和6年9月27日(金)17時まで
- (3) 提出先

bunsyo@vill.nishiawakura.lg.jp

- (4) 提出方法
  - 電子メールにより、PDFでの提出とする。なお、参加申込された場合であっても、提出期限までは任意の様式をもって参加の辞退を可能とする。
- (5) 村が作成する評価マニュアル等の提供 参加資格要件確認後、参加申込書記載のメールアドレスにPDFを送信し ます。

## 6 質問の受付及び回答

- (1)提出期限令和6年9月13日(金)15 時まで
- (2)提出方法 質問書(様式第2号)により、電子メールにて提出 すること。

- ※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しないものとする。
- (3) 提出先 bunsyo@vill.nishiawakura.lg.jp
- (4)回答日 令和6年9月19日(火)の予定
- (5) 回答方法 西粟倉村ホームページで回答するものとする。

# 7 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類及び必要部数 次のアからオまでに掲げる書類を作成し、PDF データで提出すること。
  - ア 企画提案書(様式第3号)
  - イ 西粟倉村人材マネジメントシステム機能要件書(様式第4号)
  - ウ 企画提案書(任意様式)
  - 工 導入経費見積書(様式第5号)
  - 才 運用経費見積書(様式第6号)
- ※ウに掲げる企画提案書については、A4 サイズとする。また、使用する言語は 日本語とし、フォントは 10.5 ポイント以上の大きさとすること。
- ※工及びオに掲げる見積書については、別途内訳書(任意様式)を添付すること。
- (2) 企画提案書の記載内容と枚数
  - ア企画提案書の記載内容については、企画提案書記載事項一覧(別紙 1)及び 審査基準(別紙 2)を参考に次の点に留意して作成すること。
    - ・本実施要領1の(1)の目的の内容に沿った企画提案内容となるように作成すること。
    - ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図、イラスト等の使用を 可能とする。
    - ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
    - ・企画提案書本文は、30ページ以内とする(表紙及び目次を除く。)。
    - ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本村に有利な記載内容 を正とみなすものとする。
- (3) 提出期限 令和6年10月4日(金)17時まで
- (4) 提出先

**T**707-0505

岡山県英田郡西粟倉村大字影石 33 番地 1 西粟倉村役場 総務企画課 あて

#### (4) 提出方法

直接持参、郵送その他の配送サービスの利用を可とする。ただし、郵送で提出する場合にあっては、簡易書留又は書留に限るものとする。

# 8 審査方法

プロポーザル審査は、以下のとおりとする。

# (1)第1次審査(書類審査)

提出された提案書一式を審査基準(別紙 2)に基づき審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が1社である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。なお、4社以上の提案があった場合は、高い評価を得た提案者を3社選考するものとする。

# (2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により、選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング等を実施し、審査基準(別紙2)に基づき審査し、第1次審査の点数に第2次審査の点数を加算し、最も優れている者を第1順位(事業予定者)とする。

- ア プレゼンテーションは、企画提案書により行うこと。また、 デモンストレーションについては、提案システムで行うこと。
- イ プレゼンテーション等は、別途事務局が指定する日時に西粟倉村役場の 指定された会場又は指定された方法(Web会議方式等)にて行うものとす る。
- ウ 説明時間は、1 社当たり 25 分以内とする(提案者又は村側の設備に対する通信障害等のいかなる理由があっても、25 分の制限時間は厳守するものとし、追加の時間設定は行わないものとする。)。
- エ 説明後、審査委員による10分程度のヒアリングを行うものとする。

- オ 説明者は、責任者を含め3名以内とする(パソコン操作者を含む。)。また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機することとする。
- カ 説明に際し、村が用意するスクリーンへの接続は、HDMI で行うこととし、パソコン(ネット接続が必要な場合は、その通信手段を含む。)は、提案者が用意すること。
- キ 審査委員は、副村長・総務企画課長・人事担当経験者・職員組合代表 1 名の計 4 名とし、審査委員長は、副村長とする。

## (3)審査結果の通知

ア第1次審査

審査結果をメール・PDFにより通知します。2次審査対象者にはヒアリング等を実施する旨をメールで通知します。

#### イ第2次審査

審査結果をメールにより通知します。

#### 9 審査基準及び配点

プロポーザルは、審査基準(別紙2)に基づき審査する予定とする。 なお、 第1順位の決定方法は次に掲げるとおりとする。

- (1)第1順位の決定方法
  - ア 評価点数の合計点(第1次審査及び第2次審査の合計点)が最も高い提 案者を第1順位(予定事業者)とする。
  - イ 第1順位の合計点が同点の場合は、審査委員会の会長が第1順位を決 定するものとする。

## 10 日程

- (1)公示(募集開始)令和6年8月26日(月)
- (2) 質問受付締切 令和6年9月13日(金)15:00 まで
- (3)質問回答 令和6年9月19日(木)
  - ※入札参加資格提出期限

- (4)参加申込書等の提出期限 令和6年9月27日(金)17:00 まで
- (5)企画提案書等受付締切 令和6年10月4日(金)17:00まで
- (6)第1次審査 令和6年10月7日(月)の予定
- (7)第2次審査 令和6年10月29日(火)の予定
- (8)結果通知 選定審査後、速やかに通知する。
- (9)契約締結 第1順位の事業予定者と協議の上締結する。